シンガポール向け輸出活カキ浄化施設登録要領

１　目的

この取扱は、北海道シンガポール向けカキ衛生管理プログラム（以下「衛生管理プログラム」という）に基づき輸出される活カキを取り扱う浄化施設の登録に係る手続き及び必要事項について定めるものである。

２　用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）活カキ：シンガポール向けに輸出される生きたカキ（マガキ：Crassostrea gigas）
（２）浄化：微生物汚染低減を目的に、水槽に入れたカキに紫外線等で殺菌した海水を換水しながら浸す作業
（３）浄化施設：浄化を行う施設
（４）成長産業課：北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課
（５）食品衛生課：北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

３　浄化施設の登録要件

登録が必要な浄化施設は、シンガポール向け輸出活カキの浄化等を行う施設であって、次の要件に適合していること。

ア　食品衛生法の許可施設内にある、または許可施設に併設する浄化施設であること。
イ　衛生管理プログラム第４　浄化に係る基準に適合すること。
ウ　漁業協同組合施設又は漁業者共同利用施設であること。ただし、該当施設がない場合などは、この限りではない。

４　浄化施設の登録手続

（１）浄化施設の所有者は、シンガポール向けに輸出する活カキを取り扱う場合は、浄化施設ごとに別添様式１（登録申請書様式）に次の書類を添付して申請を行うものとする。
・食品衛生法に基づく営業許可証の写し
（浄化施設が許可施設内にない場合は、併設する許可施設の営業許可証の写し）
・施設の配置がわかる図面
※建物の配置がわかる敷地全体図面と浄化設備の配置がわかる拡大図面
・北海道シンガポール向けカキ衛生管理プログラムチェックリスト
（２）成長産業課は申請書類を審査し、支障ないと認められる場合には、食品衛生課と協議の上で浄化施設を登録し申請者に通知するとともに、成長産業課のホームページに施設名等を掲載する。
ただし、申請があった浄化施設と同じ地域に登録済みの浄化施設がある場合などには、成長産業課は登録を当面の間保留することがある。

５　登録事項の変更等

浄化施設の所有者は、登録事項の変更又は取消しをしようとする場合は、別添様式２により申請を行うものとする。なお、登録事項を変更をしようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付すること。

６　登録の取消し

登録済みの浄化施設が以下のいずれかに該当する場合には、成長産業課は浄化施設の登録を取り消すこととする。

（１）３の登録要件に合致しないことが判明したとき。
（２）成長産業課による監視指導等を拒否したとき。
（３）概ね１年以上輸出実績がないとき。
（４）本要領に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。
（５）その他相当の理由があると認められるとき。

７　申請先
060-8588
札幌市中央区北３条西６丁目
北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課　輸出促進係
※電子メールによる申請も可能です。
（アドレス）suirin.suikei1@pref.hokkaido.lg.jp

附則
１　この要領は、令和４年３月２５日から施行する。
２　この要領は、令和６年１１月２０日から施行する。